

## 社会保障審議会企業年金部会 第1回資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000027734.html>

### 第1回社会保障審議会企業年金部会 資料

平成25年10月29日 年金局企業年金国民年金基金課企画係(代表電話) 03(5253)1111(内線3329)

#### ○議事次第

- ・ [議事次第\(PDF:70KB\)](#)

#### ○配布資料

- ・ [資料1 社会保障審議会企業年金部会委員名簿\(PDF:95KB\)](#)
- ・ [資料2 社会保障審議会企業年金部会運営規則\(案\)\(PDF:65KB\)](#)
- ・ [資料3 企業年金部会の今後の審議スケジュール\(案\)\(PDF:223KB\)](#)
- ・ [資料4 厚生年金基金制度改正の施行に向けた検討内容\(PDF:2,745KB\)](#)

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000027716.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000027716.pdf)

- ・ [参考資料1 厚生年金基金に関する基礎資料\(PDF:1,605KB\)](#)
- ・ [参考資料1-2 確定給付企業年金・確定拠出年金等に関する基礎資料\(PDF:1,388KB\)](#)

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000027720.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000027720.pdf)

- ・ [参考資料2 社会保障審議会関係法令・規則\(PDF:196KB\)](#)
- ・ [参考資料3 企業年金部会の設置について\(PDF:74KB\)](#)

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000027723.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000027723.pdf)

#### 参考資料3「企業年金部会の設置について」から抜粋

##### 1. 設置の趣旨

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「健全化法」)」に基づく厚生年金基金制度の見直しについては、平成26年4月の施行を予定しており、今後施行に向けた詳細な制度設計の検討を進める必要がある。また、健全化法においては、厚生労働大臣が厚生年金基金に係る特例解散の認定等をする場合は、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴くことが法定されている。

さらに、こうした健全化法の施行に向けた準備と併せて、公的年金制度の在り方の議論を踏まえつつ、今後の確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度等の企業年金制度全般の在り方等についてもより専門的な見地から議論を進めていく必要がある。

このため、社会保障審議会に、企業年金制度等についてご審議いただく専門の部会を設置する。

参考資料1-2「確定給付企業年金・確定拠出年金等に関する基礎資料」から抜粋  
企業年金に関する最近の主な規制緩和要望

「確定給付企業年金に対する要望」

##### 1. 給付減額の手続き等の要件緩和

加入者や受給者の3分の2以上の同意を必要とする手続要件の緩和や、給付減額時の一時金の水準を柔軟に設定できるようにする。

##### 2. 承認・認可手続きの簡素化等

第三者である運用受託機関が内容を確認したものについては、認可ではなく届出のみの手続きとする。

#### (報道より)

##### ○日経新聞 95の厚年基金が解散議決 全体の2割、厚労省調査 2013/10/29 20:59

厚生労働省は29日、企業年金の一種である厚生年金基金で、2012年6月から今年10月21日までに解散の議決をした基金が全国に95あると発表した。政府は来年4月に財政難の基金の解散を促す法律を施行する。全国551の基金のうち、約2割の基金が施行前に解散に動き出したことになる。施行後はさらに増加する可能性がある。

厚年基金は企業独自の上乗せ部分に加えて、国から厚生年金の一部を借りて一体で運用している。運用難から国から借りた代行部分にも穴があく基金が増え、政府は改革法を今年6月に成立させた。一般的に基金が解散するには代議員会で解散の議決をしてから1年程度かかる。

2013年3月末時点で基金は560あったが、10月21日時点で9基金が既に解散した。同時点で95基金が解散の方向性を議決していたほか、13基金が代行部分を将来的に返還し、他の企業年金に移行することを決めていた。

日本経済新聞社などが実施した調査では厚年基金の4割が解散を検討していることが分かっている。厚年基金の受給者は約270万人で、加入者は約430万人。厚労省によると独自の企業年金部分で平均月7千円が支給されている。基金が解散すれば、受給者への企業年金部分の支給が止まる。将来受け取るはずだった加入者も同様にもらえなくなる。

○日経新聞 企業、年金負担軽減急ぐ 全日空・NTT…新基準に備え 2013/10/19

企業の主な年金改革

確定拠出制度を導入	パナソニック、NTT、全日空
年金基金に保有株を拠出	伊藤忠、丸紅、エーザイ、凸版
退職一時金を信託設定	野村総研
英子会社の年金基金に現金拠出	富士通
支給開始年齢の引き上げ	大和ハウス

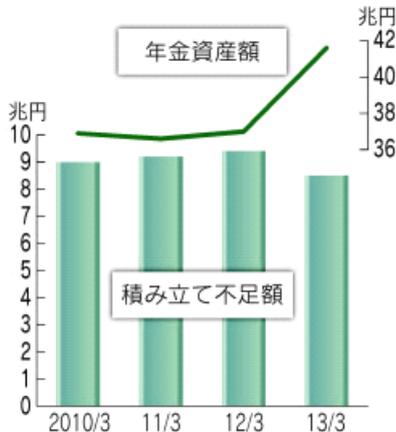
14:03 (注)実施見込みも含む

企業が年金の負担軽減を急ぎ始めた。全日本空輸やNTTが制度を改定。野村総合研究所は退職一時金の運用を外部委託に切り替えた。株高で運用環境は好転したが、定年退職者の増加で将来の給付に必要な積立金は依然として重荷だ。2014年3月期には新たな会計基準が導入され、積み立て不足が財務体質の悪化につながるため、改革を加速して経営への影響を和らげる。

将来の年金・退職金給付に必要な金額に対する手元資産の不足額は、13年3月期末でおよそ8兆5000億円(金融や新興企業を除く3月決算上場企業)になる。運用の改善で年金資産が1年前より増加し不足額が減ったものの、なお高い水準だ。資産の運用実績が企業の想定している利回りを下回った場合は、穴埋めの費用が発生し企業の利益を圧迫する。

14年3月期には日本の会計基準に新たなルールが適用され、積み立て不足を負債として貸借対照表に計上しなければならない。負債が増えて自己資本が目減りし、格付けの低下や資金調達コストの上昇につながる。4～6月期に、この基準を早期適用した味の素は利益剰余金が約70億円減少した。シャープは新基準の適用で負債がおおよそ1200億円増える見通しだ。

年金積み立て不足は高水準



(注)3月期決算企業(金融、新興など除く)で継続比較できる1686社が対象、有価証券報告書ベース

画像の拡大

年金の負担を軽減しようと企業は様々な取り組みを始めている。全日空は今期、企業が年金の支払額を保証する「確定給付型」を改め、加入者の運用成績によって受給額が変わる「確定拠出型」への制度変更を目指す。

確定拠出型では企業は掛け金を拠出するだけで運用のリスクは個人が負う。想定していた運用利回りの分だけ積み立て不足を減らす効果があり、全日空は500億円強ある積み立て不足が100億円程度、減る見通しだ。NTTグループも14年4月から確定拠出型を一部導入する方針。大和ハウス工業は定年を60歳から65歳に変更するのに伴い、年金の支給開始年齢も引き上げた。

野村総研は貸借対照表に計上していた退職一時金150億円の運用を外部に委託して、貸借対照表から切り離す。同社は退職一時金が年1.5%ずつ増えるルールにしているが、実際の運用利回りはゼロに近く、差額の2億円強を毎年、人件費として計上していた。今後はこの費用がかからなくなり、利益の押し上げ要因になる。

自社で保有している株式を年金資産に組み込む退職給付信託の設定も相次いでいる。[丸紅](#)や[伊藤忠商事](#)のほか、[エーザイ](#)や[凸版印刷](#)などが実施した。信託設定で年金資産を積み増す効果がある。

### ○日経新聞 確定拠出年金、掛け金上限上げ 来秋にも2～3割 政府方針 2013/10/27 2:00

運用の成績に応じて受け取る年金の額が変わる[確定拠出年金](#)（[日本版401k](#)）で、政府は企業・個人が毎月出す掛け金の限度額を引き上げる方針だ。企業が単独で出す場合でいまの月5万1千円を6万円程度にして、全体として2～3割引き上げる案を検討している。自助努力で老後の備えを増やしやすくするとともに、預貯金を株式や債券に振り向ける「貯蓄から投資」への流れを後押しする。

#### 確定拠出年金の掛け金の上限、どう変わる？

企業型	他の企業年金がない場合	毎月 5万1000円	約2～3割引き上げへ
	他の企業年金と組み合わせる場合	2万5500円	
個人型	会社員向け	2万3000円	
	自営業者向け	6万8000円 (国民年金基金と合わせ)	

年末にまとめる2014年度税制改正に盛り込む予定で、厚生労働省と財務省で金額を含めた調整に入った。14年秋の施行をめざす。

01年10月に導入した確定拠出年金は、加入者が自らの判断で掛け金を株式や債券などで運用できるしくみだ。採用している企業数で1万7千社、利用者は450万人程度いる。企業や個人が出す毎月の掛け金には税金がかからず、この非課税枠が掛け金の限度額となっている。

いまの限度額は、ほかの企業年金を持たず、企業が単独で掛け金を出す場合で5万1千円と設定している。この限度額を来秋以降、6万円程度にする。他の企業年金と組み合わせて採用している場合の上限額も、連動して引き上げる。従業員個人だけで掛け金を拠出するタイプでは、いまの2万3千円の上限を3万円程度にする。04年10月、10年1月に続いて3度目の引き上げとなる。

厚労省によると、従業員の勤続年数や年齢に応じ、掛け金も徐々に増やしていく独自のしくみを取り入れている企業が多いという。掛け金の平均額は1万2千円程度にとどまるものの、上限が引き上がれば、若い世代を含めた利用者・利用額がともに増えそうだ。企業にとっても賃金の後払いである従業員向け退職給付の選択肢が広がる。

企業年金では、これまで[厚生年金](#)基金の利用が中小企業などで多く、基金は全国に約560ある。だが、来年4月から厚年基金の制度改革のための法律が施行する。加入者の減少や運用の失敗で財政難に陥った基金に5年以内の解散を迫る。

厚年基金の資産残高は約27兆円にのぼる一方、確定拠出年金の積立額の累計は7.5兆円程度だ。確定拠出年金は掛け金を引き上げることで、厚年基金を解散した後の有力な受け皿の一つとなりそうだ。

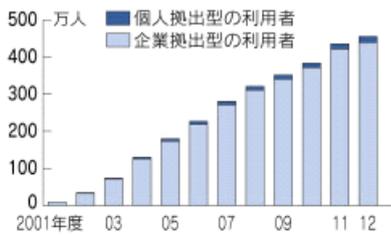
確定拠出年金は従業員一人ひとりの運用のやり方次第で将来受け取る年金額が変わるため、老後の資金は自

ら確保するという機運が高まりそうだ。来年1月には少額投資非課税制度（日本版ISA=NISA）も始まる。個人の貯蓄から投資への動きがさらに広がれば、株式・債券市場を通じて成長企業にお金が回り、日本経済を活性化させる好循環につながる効果も期待しやすくなる。

○日経新聞 確定拠出年金、転職しても持ち運び可能 2013/10/27 2:00

働く個人の老後の生活を充実させる目的で、民間企業が設けている年金制度の一つ。日本の年金は3層構造になっている。すべての国民に提供する基礎年金（国民年金）が1階、報酬に比例して支給する厚生年金が2階、これら公的年金に、さらに上乗せする企業年金は3階部分にあたる。

確定拠出年金の利用者は450万人を超えた



(注)各年度末の累計

米国の年金制度「401kプラン」をモデルに、2001年に創設された。毎月の掛け金を元手に、加入者があらかじめ用意された金融商品を選び、運用する。企業が掛け金を拠出する「企業型」と、個人が拠出する「個人型」がある。加入者一人ひとりの運用成績に応じて受け取る年金額が変わる。運用に失敗すれば年金も目減りする。転職しても年金を転職先に持ち運びやすい利点がある。12年1月には企業が拠出する掛け金に個人の拠出を上乗せできる「マッチング拠出」を解禁した。

いまの利用者は、企業型で439万人、個人型で16万人にのぼる。13年3月末時点の積立金の累計も約7.5兆円で、1年前より1兆円近く増えた。ほかの企業年金でこれまで主力だった厚生年金基金は給付額を企業が保証するしくみだった。だが、運用難に伴って厚年基金の積み立て不足が相次いで表面化。企業側の負担が比較的小さい確定拠出年金に移行する動きが強まっている。